

島田市工事着手日選択型工事実施要領

Q & A

Q 1 着手日とは。

A 1 工事始期日のことで、契約書の着手に記載する日付のことです。工事現場における施工開始日とは異なります。

Q 2 ゼロ債務負担行為とは。

A 2 新年度に行う工事について、債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事及び業務への着手を可能とするものです。現年度は事務手続きのみで、支出はゼロのためゼロ債務負担行為と呼んでいます。

Q 3 工程表、主任技術者等通知書、施工計画書の提出期限及びコリンズの登録期限はいつか。

A 3 工程表、主任技術者等通知書は着手日後（着手日含む）14 日以内、施工計画書は着手日後（着手日含む）30 日以内です。コリンズ登録は着手日後（着手日含む）、土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内です。

Q 4 工事着手日を決定して契約締結した後に、工事着手日を変更することはできるか。

A 4 やむを得ない状況（理由）が発生した場合は、監督員と協議の上、工期に係る変更契約をすることにより、工事着手日を変更することができます。